

令和6年度  
第2回鹿屋市子ども・子育て会議



令和6年8月9日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

# 目 次

## I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1

## II 協議

- 1 鹿屋市こども計画（仮称）の骨子（案）について…………… P 3

- III 計画策定に係るこども等の意見聴取について…………… P 5

## IV その他

# I 報告

## 1 令和6年度第1回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和6年5月24日(金)
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室(ZOOM会議併用)
出席委員	エルメス委員、蜂谷委員、橘委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、森委員、角ノ上委員、下村委員、躬川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、豎山委員、指宿委員、橋元委員、川添委員、鹿倉委員
事務局等	保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和5年度第3回子ども・子育て会議の報告 2 令和5年度地域子ども・子育て支援事業の実績 3 令和6年度子育て関連施策の事業計画 4 こども家庭センターの設置 協議 1 令和7年度教育・保育施設の認定こども園への移行 2 こども計画(仮称)策定に係るアンケート結果等 その他 1 今後のスケジュール
会議結果	報告 ・令和5年度第3回子ども・子育て会議の報告 ・令和5年度地域子ども・子育て支援事業の実績について ・令和6年度子育て関連施策の事業計画について ・こども家庭センターの設置についてについて事務局用より報告 協議 ・令和7年度教育・保育施設の認定こども園への移行について、資料に基づき事務局から説明を行い、2園の移行について承認された。 ・アンケート結果等について、委員からの意見を勘案しながら、計画策定していくことと了承された。

### 『主な意見等』

学校給食の完全無償化について、鹿屋市内の小中学校に通う子どもは無償化で、特別支援学校は県立となるため対象外とのことだが、鹿屋市から特別支援学校に通っている子どもたちも無償化対応できないか。

(回答) 鹿屋市の給食センターで作った給食費の無償化であり、鹿屋市内の小中学校が対象となる。就学援助対象者で鹿屋市に住民票のある保護者については、市外小中学校の給食費を支援している。

潜在的待機児童について、保育ニーズの高い保育所等ほどのようなところか。申込者は希望先をどのような基準で選んでいるか。

(回答) 保護者の園の選択は、自宅や勤務先の近く、通勤途中、きょうだいと同じ施設など、家庭の状況により様々である。希望に沿えるように入所調整に努めており、希望施設に空きがない場合は、他施設の状況等を確認しながら入所案内している。

放課後児童クラブについて、潜在的待機児童もいると認識している。保育所等と同様の調査はしていないのか。また、児童は、年間で長期休暇や土曜日などに110日ほど利用している。その際、児童クラブでは昼食は弁当であり、学校給食の無償化と同様、支援を検討できないか。

(回答) 児童クラブの待機児童について、令和5年5月時点で6名であり、10月頃までに解消されている。毎月の報告で把握しているが、潜在的待機児童の把握は行っていない。児童の長期休暇等の際の食事への支援も含めて、今回の委員の意見を踏まえ、今後、検討したい。

幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」では供給過剰となっている。潜在的待機児童はいるが、周辺地域では定員を減じている。今後、計画策定する中で、定員変更、移転、認定こども園への移行などの判断基準を考えていただきたい。

(回答) 認定こども園への移行を施設が希望する場合、認可及び認定基準を満たす限り、移行できるよう調整しているところである。今後、次期5か年計画を策定する中で、需給量等を踏まえ、会議の意見も聞きながら、検討したい。

アンケートにおいて、配慮の必要な子どもへの支援が少ないとある。児童虐待件数も多くなる中、未然防止には、大人の認識をどう変えていくかの視点が大切であり、県外や鹿児島市ではペアレント・プログラムや、ペアレント・トレーニングを行っている。鹿屋市でも導入できないか。

(回答) ご両親をはじめ、子どもたちに関わる方々の認識を変えることや、予防教育の必要性、手法としてペアレント・トレーニングの導入についてのご意見をいただいた。本市では、育児不安・悩みに対する取り組みを実施しているが、既存事業への追加等を踏まえ検討したい。

今年、志布志市の小児科が閉院、10年間で大隅、曾於地区で4施設程度閉院し、新規開設はゼロ。志布志市では小児科医募集しているが応募がない。不要不急の受診も多く、受診予約がとれない、長時間の待機時間に繋がっている一つの要因だと理解いただきたい。周辺の小児科医は60代を超えており、現場ではマンパワー不足など、さらに厳しい医療状況になることが予想される。

(回答) アンケートの意見に対し、小児科を取り巻く状況について委員にご説明いただき、会議に参加されている方々へもお伝えいただいた。計画策定への反映方法等は検討したい。

医師や病院が不足する中、安心して子育てするのは難しいと感じるので、緊急的に取り組んでほしいと保護者として感じている。また、発達障害支援の資格を持った先生がいらっしやらないと感じ、子どもたちへの専門的見地に不安を感じる。精神科を受診しながら発達障害の子達を見ている現状があるようで、先生が資格を持っていない状態で懸命に支援されている現状は大きな問題だと感じる。

(回答) 小児科医を取り巻く現状については、大隅半島全体の課題にもなってくると考えている。今後、市民の方々にもご理解をしていただけるのではないかと考えている。

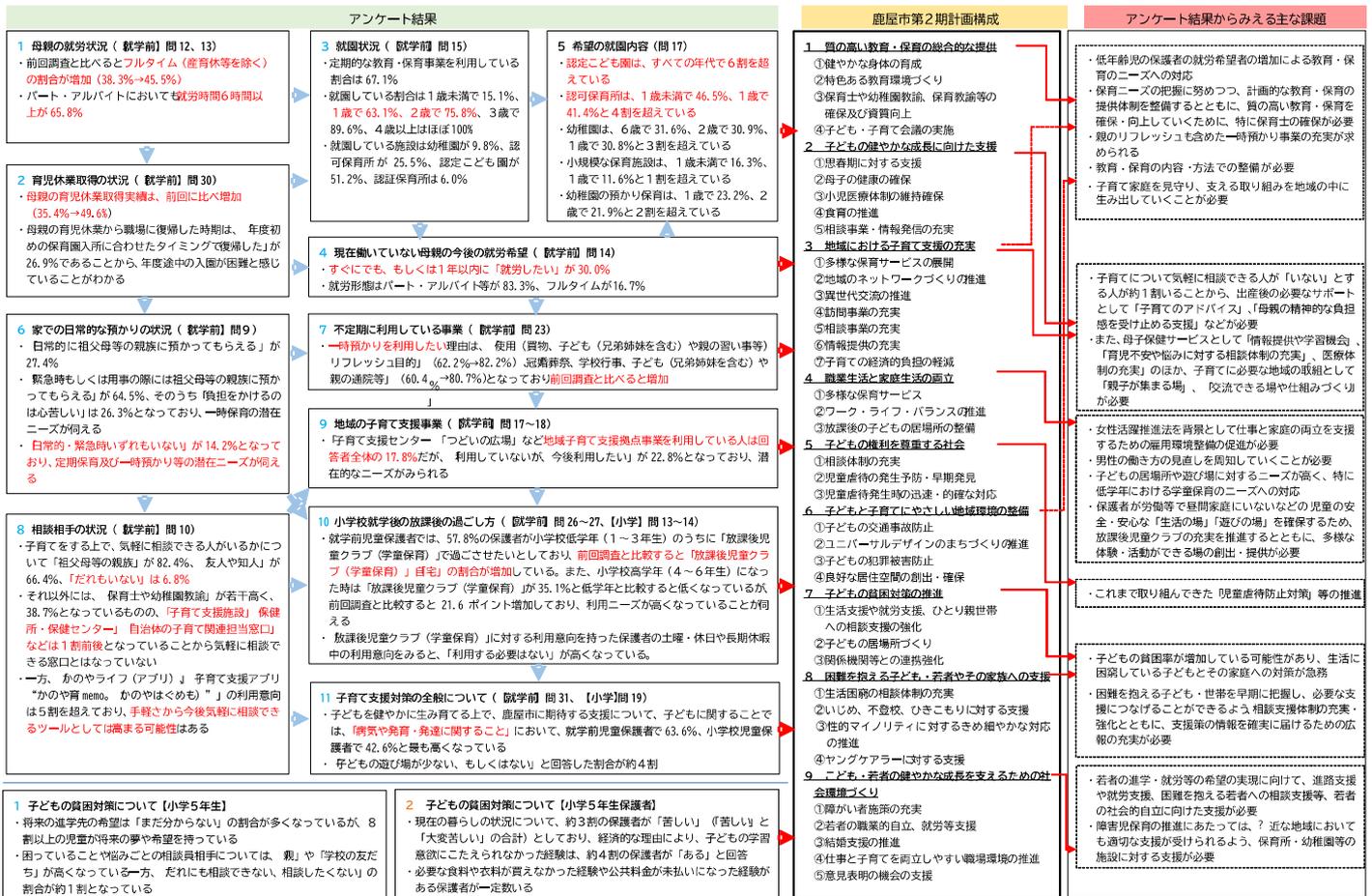
市では、特別支援教育支援員を小学校22校、中学校8校にあわせて59人を配置。特別支援が必要な生徒が増えてきており、小学校で101学級、中学校で37学級、合計138学級となっており、709名の児童生徒がいる。児童生徒の状況に応じて、支援員が対応しており、また、通級指導教室も設置しており、7人の担当教員が学校を巡回してサポートを実施している。現在は、試験的に実施しており、今後、支援員の配置の在り方等も含めて取り組んでいきたい。

アンケートにおいて、「不登校の子たちが気軽に行けるような環境整備」と記載があり、鹿屋市内でどの程度の子供たちが不登校となっているのか。また、不登校の理由や鹿屋市の不登校の子たちの受け入れ先はどうか。その中で、鹿屋市としてどのような施策を検討しているか。

(回答) 不登校者数については、令和3年度が、小学校19名、中学校98名、合計117名。令和4年度は、小学校46名、中学校150名、合計196名と急増し、令和5年度も同様の推移。不登校の主な要因は、無気力、友人関係のもつれ、学業の不振、家庭内不和、教職員との関係。受け入れ先は、教育支援センター（マイフレンドルーム）が市立図書館の2階にあるが、拠点を増やすことも検討。また、民間でフリースクールが2件西原と寿にあるが満員の状況。最終的な目標は、児童生徒が学校に登校して、みんなと一緒に学習できることが望ましい。マイフレンドルームや自宅から、学校の授業に遠隔で参加してもらうことも試験的に行っており、学級の雰囲気慣れ、実際に学校で授業を受けてみたい、みんなと話したいと思ってもらえるように今後もサポートをしていきたい。



# 計画策定におけるニーズ調査等の結果と主な課題



## 国のこども大綱の概要

### こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるが、自身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**

### こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針、重要事項

#### 基本的な指針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

#### ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

#### ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

#### 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

## Ⅲ 計画策定に係る子ども等の意見聴取について

### 1 目的

令和5年4月に施行された、「こども基本法」に基づき、計画の策定を進めているところですが、「こども基本法」及び「自治体こども計画策定のためのガイドライン」において、こども施策を進める上では、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を行うこととされています。鹿屋市こども計画（仮称）策定にあたり、様々な年代へのニーズ調査等を行ってきましたが、今回、直接、こどもの意見を聴く場を創出するものです。

### 2 意見聴取の実施方法

#### (1) 参加者

市内の小学生（2名）及び中学生（1名）

※ かのやっ子委員会（ふるさとかのや未来デザイン事業/政策推進課）参加者のうち、希望者

#### (2) 実施方法

子ども・子育て会議事務局より、こどもたちへ事前質問を配布。第2回子ども・子育て会議において、こどもたちが発表を行った後、委員と、こどもたちの中で意見交換を行う。

【事前質問内容】 ※下記より1問を選択

#### ①こどもたちからの意見聴取方法について

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）には、「こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっている」と定められています。また、その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければならない、とされています。その中で、どのような方法であれば、みなさんの意見をまわりの大人に伝えやすいか、教えてください。

#### ②鹿屋市の公共施設について

鹿屋市にはたくさんの公共施設がたくさんあります。その中には小中学生のみなさんが普段よく利用する施設もたくさんあります。例えば、①学校、②図書館、③公園、④学習センター、⑤スポーツ施設があります。そこで質問です。①～⑤の中から1つ選んで、あなたが、その施設について普段思っていること、もっとこうなってほしいなどの意見をくわしく教えてください。

### 3 留意事項

(1) こどもたちが考えた【事前質問内容】に関するアイデアや意見に対して、委員の皆さまの立場として感じたことや、気づいたことなどを、わかりやすい言葉で、簡潔にこどもたちへ伝えていただきたいです。また、委員の皆さまの活動において、こどもたちに役立つ情報提供などがあれば、助言していただきたいです。

(2) こどもの声を受けて、委員の皆さまが普段行っている活動などに取り入れられそうなことや、具体的に実施できそうな取組があれば、伝えていただきたいです。また、検討の上、取り入れられそうな活動があれば、後日（行政等を通じて）、子どもたちにフィードバックしていきます。

## ■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの保護者	エルメス 恵子 <small>けいこ</small>	市民委員	
2		蜂谷 友香 <small>ゆか</small>	市民委員	
3		橘 拓真 <small>たくま</small>	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 <small>しんぞう</small>	市民委員	
5		竹中 愛美 <small>あみ</small>	市民委員	
6		柿迫 愛美 <small>あみ</small>	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 <small>つねひろ</small>	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 <small>ひろし</small>	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 <small>かつみ</small>	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 琢 <small>たく</small>	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 <small>こうたろう</small>	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 <small>たかし</small>	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤井 光晴 <small>みつはる</small>	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 <small>ひさし</small>	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 <small>たけし</small>	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 <small>よしのぶ</small>	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 <small>ふみと</small>	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 真維子 <small>まゐこ</small>	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 <small>めぐみ</small>	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ(母親クラブ)	
20		指宿 章子 <small>あきこ</small>	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員 その他市長が必要と認める者	橋元 直也 <small>なおや</small>	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 <small>だいすけ</small>	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人 <small>まさひと</small>	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 みや子 <small>みやこ</small>	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 <small>はちろう</small>	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 <small>りえ</small>	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】

# 鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。